

## 地方独立行政法人青森県産業技術センターの平成27年度財務諸表 及び剰余金の翌事業年度充当の承認について

### 1 地方独立行政法人法での規定

条 項	内 容
第34条第1項	法人は、毎事業年度、「財務諸表」を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。
第40条第3項	法人は、毎事業年度、設立団体の長の承認を受けて、剰余金の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の剰余金の使途に充てることができる。
第34条第3項 第40条第5項	設立団体の長は、上記の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

### 2 確認の方針

- (1) 財務諸表は、県民や関係者の判断を誤らせることのないよう、財政状態及び運営状況を適切に示す必要がある。
- (2) このため、知事による財務諸表及び利益処分承認に当たっての評価委員会からの意見聴取に先立ち、「法規性の遵守」と「表示内容の適正性」の観点から確認を行った。

### 3 財務諸表の承認に当たっての確認内容

#### (1) 法規性の遵守

法令に適合した財務諸表の作成及び提出がなされているか。

確 認 項 目	確 認 結 果
① 提出期限は遵守されたか。 (法第34条第1項)	平成28年6月29日に收受した。 (提出期限：6月30日)
② 必要な書類は全て提出されたか。 (法第34条第1項、第2項) (県地独法施行細則第10条)	法令に定める書類は全て提出された。 ア 財務諸表 〔 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー 計算書、利益処分に関する書類、行政サービ ス実施コスト計算書、附属明細書 〕 イ 事業報告書 ウ 決算報告書 エ 監査報告書
③ 監事の監査報告書に財務諸表の承認に当たり考慮すべき意見はないか。(法第34条第2項)	考慮すべき特段の意見は付されていない。

(2) 表示内容の適正性

財務諸表の表示内容が「地方独立行政法人会計基準」に沿い、適正なものとなっているか。

確認項目	確認結果
① 記載すべき項目について、遺漏はないか。	財務諸表について、当該会計基準に沿い記載され、表示科目、会計方針、注記等について、遺漏がないことを確認した。
② 書類相互間における数値の整合は取れているか。	財務諸表の主要表と附属明細書など、書類相互間における数値の整合を確認した。
③ 行うべき事業を行っているか。	財務諸表と業務実績報告書、平成27事業年度の業務運営に関する計画を突合し、さらに詳細の職員への聞取りにより、行うべき事業を行っていることを確認した。

＜県の判断＞

財務諸表については、当該法令及び会計基準に照らし、適正に処理されていると判断され、承認することが妥当と考える。

#### 4 剰余金の翌年事業年度充当の承認に当たっての確認内容

##### (1) 産業技術センターの承認申請の内容

###### ① 承認申請額

12, 133, 593円

(財源内訳)

ア 農産物販売等収益 4, 007, 444円

イ あおもり農商工連携支援基金に係る運用益の当該年度残額 8, 126, 149円

※ 産業技術センターが、農林漁業者と中小企業者の連携による新商品・新技術の開発等の取組に助成する「あおもり農商工連携支援基金助成事業」実施のため、県と県内金融機関が造成した基金。本基金の運用益を事業に活用。

###### ② 剰余金の使途

「生産事業者支援の充実強化、研究員等職員の資質向上及び施設・設備の改善等」に使用

##### (2) 合規性の遵守

- ・ 翌事業年度への充当が地方独立行政法人会計基準、事業の要綱・要領に定められた要件に合致しているか。
- ・ 中期計画に定められた剰余金の使途である「生産事業者支援の充実強化、研究員等職員の資質向上及び施設・設備の改善等」に適合し、かつ合理的なものとなっているか。

###### ① 農産物販売等収益（自己収入から生じた利益で、経営努力によるもの）

確認項目	確認結果
ア 自己収入から生じた利益で、経営努力と認められるか。 (会計基準第72の4)	財務諸表の確認や職員への聞き取り等により、申請のあった収益は運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金に基づく収益ではなく、農産物販売等による自己収入であることを確認した。
イ 剰余金の使途は適正か。 (会計基準第72の2)	申請の使途は、中期計画に定める剰余金の使途と合致し、かつ合理的なものであることを確認した。
ウ 承認を受けようとする額は適正か。	法人の財務諸表に基づいて、財源が農産物販売等収益と合致することを確認した。

② あおもり農商工連携支援基金運用益

(翌事業年度への充当が事業の要綱・要領で定められているもの)

確 認 項 目	確 認 結 果
ア 翌事業年度への充当が、事業の要綱・要領に定められた要件と合致するか。	「青森県農商工連携支援基金事業実施要領」第3条に、基金事業の未使用額については、事業の原資として翌事業年度へ繰り越して使用することができる」と規定されていることを確認した。
イ 剰余金の使途は適正か。 (会計基準第72の2)	「あおもり農商工連携助成事業」は、農林漁業者と中小企業者の連携体を対象として新商品開発等への補助を行うもので、中期計画に定める剰余金の使途と合致し、かつ合理的なものであることを確認した。
ウ 承認を受けようとする額は適正か。	法人の財務諸表に基づいて、財源が「あおもり農商工連携支援基金」の残額と合致することを確認した。

< 県の判断 >

剰余金の翌事業年度充当については、当該会計基準及び要綱・要領に照らし、適正に処理されていると判断され、承認することが妥当と考える。